

「特許法等の一部を改正する法律」の概要

1. 法律の概要

- ▶ グローバル競争が激化する中、我が国のイノベーションを促進するためには、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と、企業の競争力強化を共に実現するための環境整備が重要。
- ▶ このような事情に鑑み、知的財産の適切な保護及び活用を実現するための制度を整備し、我が国のイノベーションを促進することを目的として、①職務発明制度の見直し、②特許料等の改定、③特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備、を行う。

2. 具体的な措置事項

①職務発明の活性化

- ◆ 企業が組織として行う研究開発活動は我が国のイノベーションのエンジン。
- ◆ 従業員の発明のインセンティブを明確化することにより、発明を奨励することが重要。併せて、企業が特許を円滑かつ確実に取得することで知財戦略を迅速・的確に行い、企業競争力強化を図る。

- ▶ 職務発明に関する特許を受ける権利を**初めから法人帰属**とすることを可能とする
- ▶ 発明者に対して現行法と実質的に同等の**インセンティブ付与を法定**
- ▶ 法人と発明者の間でのインセンティブ決定手続の**ガイドライン策定を法定化**

【特許法第35条】

②特許料等の改定

- ◆ 前回改正から5年以上が経過し、料金の見直しを検討。
- ◆ 利用者の負担を軽減し特許権・商標権の活用を促進するため、料金引下げを検討。
- ◆ 国際出願の件数拡大を踏まえ、料金の適正化を検討。

- ▶ **特許料を10%程度引き下げ**
- ▶ **商標登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げ**
- ▶ 国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改正

【特許法第107条第1項、商標法第40条第1項、国際出願法第18条第2項等】

③特許法条約、シンガポール条約(商標)への加入

各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約には、近年、欧米諸国の加入が進展。国際的な制度調和のため、我が国も加入が必要。

条約を担保するため、以下の**特許・商標の手続の利便性を向上させる規定を導入**

- ▶ 外国語出願における翻訳文の提出期間を経過した場合の救済規定等の導入
- ▶ 書類の添付忘れ等瑕疵ある出願について、一定期間内に限り補完を可能とする制度を導入

【特許法第5条、第36条の2、商標法第9条等】

3. 今後のスケジュール

【ガイドライン(指針)の策定スケジュール(予定)】

- 平成27年9月中めどで産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会での検討を開始
- 改正法施行以降、経済産業大臣が同小委員会でとりまとめたガイドライン(指針)を告示として公表

【公布までの経緯と施行日】

- 平成27年3月13日改正法案を閣議決定、改正法案を第189回通常国会に提出
- 平成27年6月2日衆議院本会議にて可決、7月3日参議院本会議にて可決・成立
- 施行日: 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

職務発明制度の見直し(今般の改正)

【条文要綱】

- ① 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとすること。【第35条第3項】
- ② 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとすること。【第35条第4項】
- ③ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針を定めるものとすること。【第35条第6項】

大企業(99%)
一部の中小企業(20%)
一部の大学(40%) 等

職務発明規程等あり
(帰属の意思表示あり)

①特許を受ける権利は、発生したとき(発明が生まれたとき)から使用者等に帰属

②従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する

③ガイドライン(指針)に従って、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定

大半の中小企業(80%)
大半の大学(60%) 等

職務発明規程等なし
(帰属の意思表示なし)

特許を受ける権利は、発生したとき(発明が生まれたとき)から従業者等に帰属